

福祉医療費受給者証（更新）について

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が「令和7年7月31日」となっている方は、8月以降使用できなくなるため、更新の対象者には、7月末までに「新しい受給者証」を郵送します。また、所得制限により非該当となる方には非該当通知にて、お知らせしています。

ただし、町で令和6年中の所得が把握できない方（1月2日以降の転入等）は、前住所地の所得課税証明書が必要となりますので、該当する方は別途通知にてご案内しています。

■福祉医療制度とは？

福祉医療制度とは、心身の健康保持と生活の安定を図るための医療費助成制度です。

受給者証を医療機関の窓口に提示すると、医療費の自己負担分（保険適用分）が助成されます。

■福祉医療費を受給するには？

受給要件に当てはまる方は役場窓口へ申請してください。

- 必要なもの…加入保険の資格が確認できる書類（資格確認書、マイナ保険証など）、身体・精神障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証（お持ちの方のみ）

■住所等が変わったら？

住所・氏名・健康保険等に変更があった場合は届け出てください。

- 必要なもの…加入保険の資格が確認できる書類（資格確認書、マイナ保険証など）
※健康保険変更の場合のみ

■医療機関で医療費を請求された場合には？

- ・予防接種や診断書作成など、保険適用外の料金について福祉医療（マル福）は対象となりません。
- ・県外の医療機関を受診した場合は、いったん医療費をお支払いになり、後日役場窓口で払い戻しの手続きをしてください。
- 必要なもの…加入保険の資格が確認できる書類（資格確認書、マイナ保険証など）、領収書、振込口座通帳

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ 今年度の現況届の提出締切は9月1日です

手当を受給されている方は、毎年8月の現況届が義務付けられています。対象の方には、ご案内をお送りします。

※支給停止となっている方も必要です。

未提出の場合、手当の支給停止・受給資格の消滅となりますので、お忘れのないようお願いします。また、婚姻や年金受給等により受給資格を喪失した場合は、速やかに届け出てください。

【児童扶養手当】

ひとり親家庭、もしくは父母のいない児童の養育者に支給される手当

【特別児童扶養手当】

身体または精神に障害のある児童を養育している方に支給される手当

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

ひとり親の方向けに、ハローワーク能代が八峰町役場へ臨時相談窓口を設置します。
求人情報の案内、職業訓練の案内、履歴書の点検やアドバイスなど、就職に関する悩みや不安のご相談に対応いたします。詳しくは、今年の現況届の案内通知に同封するリーフレットをご覧ください。

- ◆臨時窓口開設日 8月14日(木) 9:00～12:00
- ◆窓口設置場所 八峰町役場 2F 会議室2（現況届提出時にご案内いたします）

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

後期高齢者医療に関するお知らせ

被保険者全員に 資格確認書が交付されています

後期高齢者医療の被保険者の方全員に対して、令和7年8月1日から有効となる「資格確認書」を交付し、送付しております。8月1日以降、医療機関を受診する場合は、新しい資格確認書またはマイナ保険証をお使いください。

後期高齢者医療資格確認書 有効期限 令和 8年 7月31日	
被保険者番号	00000001
氏名	広城 花子
性別	女
生年月日	昭和20年 4月 1日
資格取得年月日	令和7年 8月 1日
交付年月日	令和 年 月 日
負担割合・発効期日	1割 令和 年 月 日
限度区分・発効期日	区分I 令和 年 月 日
長期入院該当日	令和 年 月 日
特定疾病区分・発効期日	区分A 令和 年 月 日
保険者番号	39050000
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合

（資格確認書見本）

新しく発行されているものは
「黄色」です。

※記載されている内容はイメージです。
実際の記載内容とは異なる場合があります。

- 資格確認書は、これまでの保険証（令和6年12月1日で発行を終了）の代わりとなるものです。
- 令和8年7月末までは、暫定的な運用としてマイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書が送付されます。
※暫定運用の期間中、「資格情報のお知らせ」は交付されません。
- 今後、下記の証明書類は発行されませんのでご注意ください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

■限度額適用認定証

⇒どちらについても、過去に証明を受けたことがある場合は、新しい資格確認書に限度額区分が記載され、それが認定証の代わりとなります。8月1日以降の受診時は、資格確認書またはマイナ保険証の提示だけで良くなります。

※過去に証明を受けたことがなく、新たに限度額の証明を受けたい場合は役場福祉保健課で申請してください。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書は7月中に届きます

令和7年度の保険料額をお知らせする通知書を7月中にお届けします。

保険料のお支払い方法は、

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付） となります。

特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっておりますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。

■問合せ先 福祉保健課 ☎76-4608